

宮代町訓令第 17 号

宮代町自立支援医療（育成医療）実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 25 日

宮代町長      新   井   康   之

宮代町自立支援医療（育成医療）実施要領の一部を改正する訓令

宮代町自立支援医療（育成医療）実施要領（平成２５年宮代町訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第３条各号列記以外の部分中「）（」を「。」に改め、同条第１号中「法律施行細則（」の次に「平成１８年宮代町規則第２２号。」を加える。

第４条第１項中「第３条」を「前条」に改め、同条第２項中「第５条」を「次条」に改める。

第７条第１項中「埼玉県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。